

10. 完成図等

- ⑤工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（建築編改訂2版）」によること。
- ⑥工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が、写真で的確に確認できること。

区分	分類・規格	提出部数
着工前	カラー・手札版又はサービサイズ	指示部数
工事中	カラー・手札版又はサービサイズ	指示部数
竣工	カラー・手札版又はサービサイズ	指示部数

- ⑦工事完成撮影は、専門家に（よる、**「よらない」**）ものとする。
- ⑧竣工時、請負業者は、監督員の指示により、C A Dデータ・竣工図及び使用材料一覧表（1部、うち電子データ1部）、保全に関する資料等を提出すること。
竣工図はA2版2部、A3版1部とする。竣工図は関係図面（原図貸与）を修正して作成すること。
竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、C D－Rに保存したものとする。

11. 火災保険

- ⑨対象物
工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。
- ⑩付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
(1)杭及び基礎工事 (2)コンクリート躯体工事
(3)屋外付帯工事 (4)その他実状を判断のうえが必要ないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ⑪付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ⑫保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。
なお、工事延伸した場合には、保険の期間も延長すること。
- ⑬その他
(1)建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
(2)請負業者賠償責任保険に付保すること。
(3)付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、請負者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

12. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
採取器具は請負業者ににて用意すること。

階	測定対象室	測定箇所数

- 測定は、次のいずれかにより行う。
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56ー3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法
 - ・パッシブ型採取機器を用いる方法
 - ・パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
 - 1) 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開け、30分換気する。
 - 2) 5時間閉鎖
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。
 - 3) 測定
 - イ 2)の状態のまま測定する。
 - ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。
 - ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
 - 4)測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。

2章 改修仮設工事

1. 一般事項

- ①着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

2. ベンチマーク

- ②監督員の指示により設計図書を参照にして既設に合わせること。

3. 足場等

- ③仮設機材及び経年仮設機材の使用については、労働安全衛生法に基づく構造規格、（社）仮設工業会の認定基準及び厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び77指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては請負業者により強度等の確認されたものを使用すること。
- ④外部足場 一般部 枠組本足場、仕様：2枚布、D=90mm
 - ・シート仕様：一般部は防災1類とする。
 - ・壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下、鉛直方向:9m以下)
 - ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2)の(2)手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤内部足場 高さ4mを超えるところ（種類：枠組組足場）
上記以外（種類：脚立足場）
 - ・仮囲い(仕様：、H＝ m、L＝)
 - ・ゲート（有、無、仕様：キャストゲート、W＝ m H＝ m）
- ⑥足場等の設置業者は、別契約の関係請負業者に無償で使用する。
- ⑦受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり索等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を指示すること。

4. 養生

- ⑧既存部分はビニルシート等により適切に養生を行うこと。

5. 監督員事務所

- ⑨監督員事務所は設けない。
- ・監督員事務所の備品は次のものを設置すること。
 - (1) 机、椅子、書類、掛時計、温度計
 - (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - (3) 携帯電話の子機
 - (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機
 - (5) ファクシミリ他

6. 工事用水、電力

- ⑩既存電力利用（出来る、**「出来ない」**、電力料金（有償、**「無償」**）ただし、既存電力は施設管理者と協議できれば可とする。
- ⑪既存水利用（出来る、**「出来ない」**、用水料金（有償、**「無償」**）ただし、既存用水は施設管理者と協議できれば可とする。

7. 工事車両駐車場及び資材置場用地

- ⑫図示

3章 防水改修工事

1. 一般事項

- ⑬保護層、防水層を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。
- ⑭降雨等に対する養生方法は、上屋シート養生とする。

2. 改修工法の種類及び工程

工程	工法の種類	S-M2工法	S-F2工法	X2工法		
1	既存保護層（立上り部等）撤去等					
2	既存保護層（平場）撤去等					
3	既存断熱層撤去等					
4	既存防水層（立上り部等）撤去等		○	○		
5	既存防水層（平場）撤去等		○	○		
6	既存下地の補修及び処置	○	○	○		
7	防水層の新設	○	○	○		
8	断熱材の新設					
9	保護層の新設					

3. 既存下地の補修材料

- ⑮ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4. ルーフドレイン廻りの処理

- ⑯ルーフドレインの端部から300mm程度の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。

5. 合成高分子系ルーフィングシート防水

- ⑰合成高分子系ルーフィングシートは、JISA6008の規格品とする。

種別	種類	厚さ	施工箇所	製造所	備考
S-M2	塩化ビニール系	t=1.5	R階屋上平場、屋上1.3平場	JIS製品	
S-F2	塩化ビニール系	t=1.5	R階屋上立上り、屋上1.2.3立上り	JIS製品	

- ⑱絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。
- ⑲プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等はルーフィング製造所の指定する製品とする。
- ⑳機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
- ㉑脱気装置の仕様：メーカー仕様による。

6. 塗膜防水

- ・屋上2(平場)：X-2(密着工法) 60-JIN程度
- ・R階屋上、屋上1.2.3(立上)：X-2(密着工法) 60-JIN程度
- ・R階屋上、屋上1.2.3(笠木)：X-2(密着工法) 60-JIN程度

- ・塗膜を形成する材料は、JIS A 6021 の規格品とする。
- ・プライマー、補強材、接着剤、下張り緩衝材、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。
- ・改修仕様3.6.2 ウレタンゴム系防水材塗りの使用量（表9.5.1による）
- ・特記仕様書、改修仕様及び仕様以外は、主材料製造所の仕様による。

7. シーリング

- ・シーリング材は、JIS A5758 の規格品とする。
- ・プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- ・監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ・外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（**簡品検査性試験**）引張接着性試験）を行う。
- ・種類及び施工箇所

記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
MS-2	変成シリコーン	押入金物	再充填工法	10×10	○

8. 防水保証

- ⑳防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による10年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ㉒防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ㉓塗料は HfO 不換出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ㉔VOC削減等（VOC削減、VOC削減、VOC削減、VOC削減又は HfO 削減）系防霉剤）を用いた塗料の HfO の発熱量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、 HfO の発熱量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

区分	種別	素地ごしらえ	下地調整	錆止め塗料塗りの種別	備考
既設鉄部	改修仕7.8.2 上塗り等級1級（ふっ素樹脂系）		R2種	C種	

TITLE	DATE	NO
神宅団地5号棟外壁防水・屋上防水改修工事		A-02
NANE	SCALE	
特記仕様書 2		
株式会社 川建設計	1級建築士登録第126265	川端壮一郎